

取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

第1章 総 則

(目的)

第1条 この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における取引所外国為替証拠金取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第21項第2号に掲げる取引のうち通貨の価格に係るもの）をいう。以下「取引所FX取引」という。）及び取引所FX取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。

- 2 この特例に定めのないものについては、業務規程及び受託契約準則の定めるところによる。
- 3 この特例の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。
- 4 前項に規定する取締役会の決議において、第3条及び第4条の規定については、自主規制委員会の同意を得るものとする。

(用語の意義)

第2条 この特例において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。

- (1) 売付けとは、現実数値（将来の一定の時期における現実の金融指標の数値をいう。以下同じ。）が約定数値（当事者があらかじめ金融指標として約定する数値をいう。以下同じ。）を下回った場合に、スワップポイント（業務方法書第63条の6に規

定するスワップポイントをいう。以下同じ。)の額を除く為替差金(同第63条の9に規定する為替差金をいう。以下同じ。)に相当する金銭を受領する立場の当事者となる取引をいい、買付けとは、現実数値が約定数値を上回った場合に、スワップポイントの額を除く為替差金に相当する金銭を受領する立場の当事者となる取引をいう。

- (2) 値段とは、取引所FX取引における金融指標の数値をいう。
- (3) 値幅とは、値段の幅をいう。
- (4) 呼値とは、取引所FX取引の当事者となるために取引所FX取引においてなす値段の限度の意思表示をいう。
- (5) 売呼値とは、売付けに係る呼値をいい、買呼値とは、買付けに係る呼値をいう。
- (6) マーケットメイカーとは、第21条第1項の規定により本所の指定を受けた外国為替証拠金取引参加者(以下「FX取引参加者」という。)をいう。
- (7) 非マーケットメイカーとは、マーケットメイカー以外のFX取引参加者をいう。
- (8) マーケットメイカー呼値とは、マーケットメイカーが、第22条第1項に定める義務を履行するために用いる呼値をいう。
- (9) マーケットメイカー売呼値とは、マーケットメイカー呼値のうち売付けに係る呼値をいう。
- (10) マーケットメイカー買呼値とは、マーケットメイカー呼値のうち買付けに係る呼値をいう。
- (11) 非マーケットメイカー呼値とは、マーケットメイカー呼値以外の呼値をいう。
- (12) 非マーケットメイカー売呼値とは、非マーケットメイカー呼値のうち売付けに係る呼値をいう。
- (13) 非マーケットメイカー買呼値とは、非マーケットメイカー呼値のうち買付けに係る呼値をいう。

- (14)マーケットメイカー仲値とは、最も優先するマーケットメイカー売呼値の値段と最も優先するマーケットメイカー買呼値の値段を加えて得た数値を二で除して得られる数値をいう。
- (15)取引日とは、一日（第6条第1項に規定する休業日及び同条第2項に規定する臨時休業日を除く。）の第5条に定める立会開始時から、その翌日の立会終了時までをいう。
- (16)建玉とは、各限日取引の決済が未了である約定（以下「未決済約定」という。）に係る数量をいう。
- (17)ロールオーバーとは、各取引日の立会終了時までに転売（買建玉（建玉のうち買付けの約定に係る数量をいう。）についての反対の取引をいう。以下同じ。）又は買戻し（売建玉（建玉のうち売付けの約定に係る数量をいう。）についての反対の取引をいう。以下同じ。）が行われなかった建玉が当該立会終了時に消滅し、同時に、消滅した建玉を有していたFX取引参加者と本所との間において、消滅した建玉と翌取引日を限日とすることを除き同じ内容を有する建玉が新たに発生することとなる当該建玉の消滅及び発生をいう。
- (18)基準値段とは、本所がその都度定める数値をいう。

第2章 業務規程の特例

第1節 取引の対象及び限日取引

（取引の対象）

第3条 取引所FX取引の対象となる金融指標（以下「対象金融指標」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) アメリカ合衆国通貨一単位当たりの日本円相当額（以下「米ドル・日本円」という。）
- (2) 欧州経済通貨統合参加国通貨一単位当たりの日本円相当額（以下「ユーロ・日本円」という。）

- (3) 連合王国通貨一単位当たりの日本円相当額(以下「英ポンド・日本円」という。)
 - (4) オーストラリア連邦通貨一単位当たりの日本円相当額(以下「豪ドル・日本円」という。)
 - (5) スイス連邦通貨一単位当たりの日本円相当額(以下「スイスフラン・日本円」という。)
 - (6) カナダ通貨一単位当たりの日本円相当額(以下「カナダドル・日本円」という。)
 - (7) ニュージーランド通貨一単位当たりの日本円相当額(以下「NZドル・日本円」という。)
 - (8) 南アフリカ共和国通貨一単位当たりの日本円相当額(以下「南アランド・日本円」という。)
 - (9) 欧州経済通貨統合参加国通貨一単位当たりのアメリカ合衆国ドル相当額(以下「ユーロ・米ドル」という。)
 - (10) 連合王国通貨一単位当たりのアメリカ合衆国ドル相当額(以下「英ポンド・米ドル」という。)
 - (11) オーストラリア連邦通貨一単位当たりのアメリカ合衆国ドル相当額(以下「豪ドル・米ドル」という。)
- 2 前項第1号から第8号までに掲げる金融指標を対円金融指標といい、同項第9号から第11号までに掲げる金融指標を非対円金融指標という。

(限日取引)

第4条 取引所FX取引は、一の取引日の立会時において成立し、又は一の取引日の前取引日の立会終了時におけるロールオーバーにより発生し、当該一の取引日の立会時における転売若しくは買戻しにより、又は当該一の取引日の立会終了時におけるロールオーバーにより消滅する限日取引とする。

2 各限日取引の決済期日は、転売又は買戻しを行った取引日の終

了する日（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい，同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下この項において同じ。）に当たるときは，順次繰り下げる。）の翌日（休業日に当たるときは，順次繰り下げる。）とする。

3 前項の規定にかかわらず，本所は，銀行が臨時に休業となる場合その他本所が必要と認める場合には，同項の決済期日を臨時に変更することができる。この場合においては，あらかじめその旨をFX取引参加者に通知する。

第2節 取引所FX取引の方法等

（立会時）

第5条 取引所FX取引の立会時は，次の各号に掲げる曜日の区分に従い，当該各号に定めるところによる。

（1）月曜日，火曜日，水曜日，木曜日

午前8時から翌日の午前7時まで（アメリカ合衆国ニューヨーク州夏時間適用時にあっては，午前7時から翌日の午前6時まで）とする。

（2）金曜日

午前8時から翌日の午前6時30分まで（アメリカ合衆国ニューヨーク州夏時間適用時にあっては，午前7時から翌日の午前5時30分まで）とする。

2 本所は，必要があると認めるときは，前項の立会時を臨時に変更することができる。この場合においては，あらかじめその旨をFX取引参加者に通知する。

（休業日）

第6条 取引所FX取引に係る休業日は，次の各号に掲げる日とする。

（1）日曜日

(2) 土曜日

(3) 1月1日

(4) 1月1日が日曜日に当たるときは、その年の1月2日

2 本所は、必要があると認めるときは、取引所FX取引に係る臨時休業日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨をFX取引参加者に通知する。

3 休業日（第1項に規定する休業日をいい、前項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）においては、取引所FX取引の立会を行わない。ただし、一の取引日の立会終了時が休業日に属する場合の前条に定める立会時については、この限りでない。

（臨時停止、臨時挙行）

第7条 本所は、必要があると認めるときは、取引所FX取引の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができる。

（臨時停止、臨時挙行の通知）

第8条 本所は、取引所FX取引の臨時停止を定めたときはあらかじめ、取引所FX取引の臨時挙行を定めたときはその立会開始時の属する日の2日前（休業日を除外する。）までに、その旨をFX取引参加者に通知する。

（売買システムによる取引）

第9条 取引所FX取引は、売買システムにより取引を行う。

（競争取引の種類）

第10条 取引所FX取引は、競争取引によるものとする。

2 競争取引は、取引開始処理時点取引及び個別競争取引とする。

3 取引開始処理時点取引とは、第12条の規定に基づき、立会開始時及び取引再開時において行う取引をいう。

4 個別競争取引とは、第14条の規定に基づき、取引開始処理時点取引の終了後に行う取引をいう。

(取引開始処理時点取引の呼値の順位)

第11条 取引開始処理時点取引における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) マーケットメイカー呼値

- a 低い値段のマーケットメイカー売呼値は、高い値段のマーケットメイカー売呼値に優先し、高い値段のマーケットメイカー買呼値は、低い値段のマーケットメイカー買呼値に優先する。
- b 同一値段のマーケットメイカー呼値については、マーケットメイカー呼値が行われた時間の先後により、先に行われたマーケットメイカー呼値は、後に行われたマーケットメイカー呼値に優先する。

(2) 非マーケットメイカー呼値

- a 低い値段の非マーケットメイカー売呼値は、高い値段の非マーケットメイカー売呼値に優先し、高い値段の非マーケットメイカー買呼値は、低い値段の非マーケットメイカー買呼値に優先する。
- b 同一値段の非マーケットメイカー呼値については、非マーケットメイカー呼値が行われた時間の先後により、先に行われた非マーケットメイカー呼値は、後に行われた非マーケットメイカー呼値に優先する。

(取引開始処理時点取引)

第12条 取引開始処理時点取引は、次の各号に定める場合において、前条に規定する呼値の順位に従って、対当するマーケットメイカーハー呼値と非マーケットメイカーハー呼値との間で取引を成立させる。

- (1) 立会開始時において、最も優先するマーケットメイカー売呼値の値段以上の非マーケットメイカー買呼値又は最も優先するマーケットメイカー買呼値の値段以下の非マーケットメイカー売呼値が行われている場合
- (2) 本所が定めるところにより取引が停止された場合の取引再開時に、最も優先するマーケットメイカー売呼値の値段以上の非マーケットメイカー買呼値又は最も優先するマーケットメイカー買呼値の値段以下の非マーケットメイカー売呼値が行われている場合

(個別競争取引の呼値の順位)

第13条 個別競争取引における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先する。
- (2) 同一値段の呼値については、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。

(個別競争取引)

第14条 個別競争取引においては、次の各号に掲げる場合を除き、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、最も低い値段の売呼値と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、その値段を約定数値とし、前条に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に取引を成立させる。ただし、当該値段が、基準値段を本所が定める値幅を超えて上回っている場合又は下回っている場合は、この限りでない。この場合における呼値の取扱いについては、本所が定める。

- (1) 取引開始処理時点取引終了後において、マーケットメイカー売呼値とマーケットメイカー買呼値が対当している場合

- (2) 取引開始処理時点取引終了後において、非マーケットメイカー売呼値と非マーケットメイカー買呼値が対当している場合
- 2 前項各号の約定数値を定める場合においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定数値とし、前条に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に取引を成立させる。
- (1) 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量
- (2) 当該値段による呼値について、売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量
- 3 前項の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定数値は、マーケットメイカー仲値に最も近接する値段とする。ただし、本所が適当でないと認めるときは、本所がその都度定める値段とする。
- 4 第1項ただし書の規定にかかわらず、相場変動時等本所が必要と認めるときは、最も優先するマーケットメイカー売呼値及び最も優先するマーケットメイカー買呼値の範囲内において、取引を成立させることができるものとする。

(取引の取消し)

第15条 本所は、過誤のある注文により取引が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、本所が定める取引を取り消すことができる。

2 本所は、天災地変その他のやむを得ない理由により本所のシステム上の取引記録が消失した場合において、消失したすべての取引記録を復元することが困難であると認めるときは、本所がその都度定める取引を取り消すことができる。

- 3 前2項の規定により本所が取引を取り消した場合には、当該取引は初めから成立しなかったものとみなす。
- 4 FX取引参加者は、第1項の規定により本所が取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注したFX取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、FX取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。
- 5 FX取引参加者は、第1項又は第2項の規定により本所が取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

(呼 値)

第16条 FX取引参加者は、取引所FX取引を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、非マーケットメイカー呼値を行うときは、次の各号に定める事項を、本所に対し明らかにしなければならない。

- (1) 当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別
 - (2) 当該呼値が顧客の委託に基づくものである場合には、次に掲げる事項
 - a 当該顧客を判別するためのID番号
 - b 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別
 - (3) 当該呼値の有効期間
- 2 取引所FX取引の呼値は、FX取引参加者のFX取引参加者端末装置から入力する方法によるものとする。
 - 3 取引所FX取引の呼値の単位は、次の各号に掲げる対象金融指標の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 米ドル・日本円，ユーロ・日本円，英ポンド・日本円，豪ドル・日本円，スイスフラン・日本円，カナダドル・日本円，NZドル・日本円及び南アランド・日本円	0.01
(2) ユーロ・米ドル，英ポンド・米ドル及び豪ドル・米ドル	0.0001

4 取引所 FX 取引に係る非マーケットメイカー呼値の種類は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 指値呼値

値段を指定して呼値が行われ，買指値呼値の場合，指定された値段以下の値段の売呼値との間で，売指値呼値の場合，指定された値段以上の値段の買呼値との間でそれぞれ取引を成立させる呼値をいう。

(2) 成行呼値

値段が指定されずに呼値が行われ，買成行呼値の場合，当該買成行呼値が行われた時の最も優先する値段の売呼値から，売成行呼値の場合，当該売成行呼値が行われた時の最も優先する値段の買呼値から順にそれぞれ取引を成立させる呼値をいう。

(3) F A K (Fill And Kill) 呼値

値段が指定されずに呼値が行われ，買 F A K 呼値の場合，当該買 F A K 呼値が行われた時の最も優先する値段の売呼値との間で，売 F A K 呼値の場合，当該売 F A K 呼値が行われた時の最も優先する値段の買呼値との間でそれぞれ取引を成立させ，当該買 F A K 呼値の数量が当該最も優先する値段の売呼値の数量を上回るとき，又は当該売 F A K 呼値の数量が当該最も優先する値段の買呼値の数量を上回るときは，当該上回る数量の呼値は効力を失うこととなる呼値をいう。

(4) F A S (Fill And Store) 呼値

値段が指定されずに呼値が行われ，買 F A S 呼値の場合，当該買 F A S 呼値が行われた時の最も優先する値段の売呼値との

間で，売FAS呼値の場合，当該売FAS呼値が行われた時の最も優先する値段の買呼値との間でそれぞれ取引を成立させ，当該買FAS呼値の数量が当該最も優先する値段の売呼値の数量を上回るとき，又は当該売FAS呼値の数量が当該最も優先する値段の買呼値の数量を上回るときは，当該上回る数量が当該最も優先する値段の指値呼値となるものをいう。

(5) FOK (Fill Or Kill) 呼値

値段が指定されずに呼値が行われ，買FOK呼値の場合，当該買FOK呼値が行われた時の最も優先する値段の売呼値の数量が当該買FOK呼値の数量以上のときは当該最も優先する値段の売呼値との間で，売FOK呼値の場合，当該売FOK呼値が行われた時の最も優先する値段の買呼値の数量が当該売FOK呼値の数量以上のときは当該最も優先する値段の買呼値との間でそれぞれ取引を成立させ，それ以外の場合は取引を成立させず呼値のすべての数量が効力を失うこととなる呼値をいう。

(6) ベストレート呼値

値段が指定されずに呼値が行われ，買ベストレート呼値の場合，当該買ベストレート呼値が行われる直前の最も優先する買呼値の値段より呼値の単位（前項各号に規定する呼値の単位をいう。以下同じ。）だけ高い値段の指値呼値となり，売ベストレート呼値の場合，当該売ベストレート呼値が行われる直前の最も優先する売呼値の値段より呼値の単位だけ低い値段の指値呼値となるものをいう。

(7) リミテッドマーケット呼値

上限又は下限の値段を指定して呼値が行われ，買リミテッドマーケット呼値の場合，当該買リミテッドマーケット呼値が行われた時の最も優先する売呼値の値段からFX取引参加者が指定する上限の値段までの売呼値との間で，売リミテッドマーケット呼値の場合，当該売リミテッドマーケット呼値が行われた

時の最も優先する買呼値の値段からFX取引参加者が指定する下限の値段までの買呼値との間でそれぞれ取引を成立させ、当該買リミテッドマーケット呼値の数量が当該上限の値段までの売呼値の合計数量を上回るとき、又は当該売リミテッドマーケット呼値の数量が当該下限の値段までの買呼値の合計数量を上回るときは、当該上回る数量の呼値は効力を失うこととなる呼値をいう。

(8) ストップ呼値

発動値段を指定して呼値が行われ、買ストップ呼値の場合、直近の約定値段が発動値段以上となったときに買成行呼値となり、売ストップ呼値の場合、直近の約定値段が発動値段以下となったときに売成行呼値となるものをいう。

(9) ストップリミット呼値

発動値段及び発動後の指値値段を指定して呼値が行われ、買ストップリミット呼値の場合、直近の約定値段が発動値段以上となったときに当該発動後の指値値段として指定した値段の買指値呼値となり、売ストップリミット呼値の場合、直近の約定値段が発動値段以下となったときに当該発動後の指値値段として指定した値段の売指値呼値となるものをいう。

(10) 指成呼値

値段及び時間を指定して指値呼値を行い、当該時間までに当該指値呼値の全部の数量が約定していない場合、当該指値呼値の未約定の数量が成行呼値となるものをいう。

- 5 本所は、取引所FX取引の呼値について、本所が別に定める場合には受け付けない。
- 6 FX取引参加者は、立会開始時の15分前から立会終了時までの間、呼値を行うことができる。ただし、本所が別に定める場合については、この限りでない。
- 7 本所は、前項の呼値が行われたときは、その順序に従って、直

ちにその内容を売買システムにより記録するものとする。

8 本所は、取引所FX取引における呼値について取引が成立したときは、直ちにその内容を売買システムにより、売付けを行ったFX取引参加者及び買付けを行ったFX取引参加者に通知するものとする。

9 この特例に定めるもののほか、取引所FX取引の呼値に関し必要な事項については、本所が規則により定める。

(取引単位)

第17条 取引所FX取引の取引単位は、次の各号に掲げる対象金融指標の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 米ドル・日本円

元本金額10,000米ドル

(2) ユーロ・日本円

元本金額10,000ユーロ

(3) 英ポンド・日本円

元本金額10,000英ポンド

(4) 豪ドル・日本円

元本金額10,000豪ドル

(5) スイスフラン・日本円

元本金額10,000スイスフラン

(6) カナダドル・日本円

元本金額10,000カナダドル

(7) NZドル・日本円

元本金額10,000NZドル

(8) 南アランド・日本円

元本金額100,000南アランド

(9) ユーロ・米ドル

元本金額10,000ユーロ

(10) 英ポンド・米ドル

元本金額 10,000 英ポンド

(11) 豪ドル・米ドル

元本金額 10,000 豪ドル

(約定数値の公表)

第18条 本所は、取引所 FX 取引が成立したときは、その約定数値を公表する。

(取引の確認等)

第19条 FX 取引参加者は、取引所 FX 取引について、FX 取引参加者端末装置により取引の内容の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

2 FX 取引参加者は、一の取引日の立会終了後直ちに、対象金融指標ごとに、当該取引日の立会終了時点の建玉を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して計算し、確認及び記録するものとする。

(建玉調整制度)

第19条の2 建玉調整制度とは、対象金融指標ごとに、一の取引日の立会終了時点において、マーケットメイカーとしての業務に係る売建玉（以下「MM 売建玉」という。）を有するマーケットメイカーと、同業務に係る買建玉（以下「MM 買建玉」という。）を有するマーケットメイカーがそれぞれ1社以上存在するときに、当該マーケットメイカー間で、当該 MM 売建玉を有するマーケットメイカーによる MM 売建玉を減じるための当該取引所 FX 取引に係る買呼値と当該 MM 買建玉を有するマーケットメイカーによる MM 買建玉を減じるための当該取引所 FX 取引に係る売呼値がそれぞれ自動的に行われ、当該買呼値と当該売呼値との間に、本

所が定める約定数値により、当該一の取引日の立会終了時点にさかのぼって取引所 FX 取引が成立する制度をいう。

- 2 前項の建玉調整制度により成立する取引所 FX 取引の数量は、マーケットメイカーごとに本所が定める数量とする。
- 3 本所は、建玉調整制度により取引所 FX 取引が成立したときは、第16条第8項の規定にかかわらず、本所が定めるところにより、その約定数値及び取引数量について、当該取引を行ったマーケットメイカーに通知する。

(取引の停止)

第20条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、全部又は一部の対象金融指標について取引を停止することができる。

- (1) 取引所 FX 取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (2) 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

第3節 マーケットメイカー

(マーケットメイカーの指定)

第21条 本所は、本所の定めるところにより、FX 取引参加者（取引所外国為替証拠金取引資格（以下「FX 取引資格」という。）を取得しようとする者を含む。）からの申込みを受けて、当該 FX 取引参加者について、本所が行う審査により適格と判断した者を、対象金融指標ごとに、次条に定めるところにより取引所 FX 取引に係る呼値を継続的に提示する義務を負う FX 取引参加者と

して，指定することができる。

2 前項に定めるもののほか，マーケットメイカーの指定に関し必要な事項については，本所が規則により定める。

(マーケットメイカーの義務等)

第22条 マーケットメイカーは，自らが指定を受けている対象金融指標（以下「指定対象金融指標」という。）について，第16条第6項に定める時間中，呼値を継続的に提示しなければならない。

2 マーケットメイカーは，前項の規定により提示したすべてのマーケットメイカー呼値について取引が成立した場合には，速やかに新たなマーケットメイカー呼値を提示しなければならない。

3 マーケットメイカーは，指定対象金融指標に係るスワップレート（ロールオーバーにより金融指標に係る直物取引の受渡日が繰り延べられる日数に該当するインターバンク市場のスワップレートをいい，本所がスワップポイント基準値を定めるための参考数値をいう。以下同じ。）を本所に提示しなければならない。

4 マーケットメイカーは，指定対象金融指標の全部又は一部について，次の各号に掲げる事由に該当する場合には，第1項若しくは第2項の規定による呼値の提示又は前項の規定によるスワップレートの提示の中止を本所に対して申請することができる。この場合において，本所が当該申請について，適当であると認めたときは，当該マーケットメイカーは当該呼値又はスワップレートの提示を中断することができる。

(1) 呼値又はスワップレートの提示が法令に抵触するおそれがある場合

(2) 法令，外為法令，商品取引所法令，これらに相当する外国の法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分（市場デリバティブ取引等又は商品市場における取引に係るものに限る。）又は本所の定款，業務規程，受託契約準則，業務方法書その他

規則等に基づき、本所の市場における取引停止等の処分等を受けた場合

(3) その他呼値又はスワップレートの提示が投資者保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがある場合

5 本所は、マーケットメイカーが前項各号に掲げる事由に該当すると認められた場合その他本所が必要と認めた場合には、当該マーケットメイカーからの申請によらずに呼値又はスワップレートの提示を中断させることができる。

6 前2項の規定により呼値又はスワップレートの提示を中断したマーケットメイカーは、当該提示を中断させるべき事由が解消されたと認められる場合には、遅滞なく呼値又はスワップレートの提示の再開を本所に申請しなければならない。この場合において、本所が当該申請について、適当であると認め、その旨を当該マーケットメイカーに通知したときは、当該マーケットメイカーは、遅滞なく呼値又はスワップレートの提示を再開しなければならない。

7 本所は、マーケットメイカーによる義務の適切な履行のため必要と認めるときは、マーケットメイカーに対し、義務の履行状況について聴取を行うことができる。この場合において、マーケットメイカーはこれに応じるものとする。

8 マーケットメイカーは忠実にその義務を履行するものとし、前各項に定めるもののほか、マーケットメイカーの義務等に関し必要な事項については、本所が規則により定める。

(マーケットメイカーの禁止行為)

第23条 マーケットメイカーは、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) マーケットメイカー呼値の提示の遅延又は実勢から著しく乖

離した値段でのマーケットメイカー呼値の提示

- (2) 実勢から著しく乖離した数値でのスワップレートの提示
- (3) マーケットメイカーとしての業務を行う上で知り得た情報の漏洩又は当該情報を用いた不適切な取引
- (4) 指定対象金融指標について、マーケットメイカーとしての業務に係る呼値以外の自己の計算による呼値を行うこと。

(マーケットメイカーとしての業務の停止措置及びマーケットメイカーの指定の取消し等)

第24条 本所は、マーケットメイカーが第22条に定める義務を履行しない場合又は前条に定めるマーケットメイカーの禁止行為を行った場合には、当該マーケットメイカーに対し、本所が定めるところにより、マーケットメイカーとしての業務の全部若しくは一部の停止又はマーケットメイカーの指定の取消しを行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、本所の市場における取引の状況等から本所が必要と認める場合には、マーケットメイカーに対し、マーケットメイカー業務の改善指示等の必要な措置を講じができるものとする。

(マーケットメイカーの辞任)

第25条 マーケットメイカーは、マーケットメイカーとしての業務を廃止しようとするときは、本所が定めるところにより、マーケットメイカーを辞任することができる。

2 前項に定めるもののほか、マーケットメイカーの辞任に関し必要な事項については、本所が規則により定める。

(マーケットメイカーとしての業務の停止措置等を行ったマーケットメイカーの未決済約定)

第26条 本所は、第24条第1項の規定によるマーケットメイカーとしての業務の停止措置若しくはマーケットメイカーの指定の取消しを行った場合又は前条第1項の規定によりマーケットメイカーがマーケットメイカーを辞任する場合において、当該マーケットメイカーの取引所FX取引に建玉があるときは、当該建玉について他のマーケットメイカーへの引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができるものとする。

(マーケットメイカーの指定、辞任又は指定の取消し等の公表等)

第27条 本所がマーケットメイカーの指定、マーケットメイカーとしての業務の停止措置若しくはマーケットメイカーの指定の取消しを行ったとき、又はマーケットメイカーが辞任したときは、本所は、その旨を公表し、FX取引参加者に通知する。

(受託業務に係る適切な体制整備)

第28条 マーケットメイカーは、指定対象金融指標の受託業務に関する情報の管理について、当該情報に係る不公正な取引を防止するため必要かつ適切な体制を整備しなければならない。

第4節 過誤訂正等のための取引

(過誤訂正等のための取引)

第29条 FX取引参加者は、取引所FX取引について、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、本所が適正と認める値段により、前2節の規定にかかわらず、自己がその相手方となつて立会による取引所FX取引によらずに執行することができる。

2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の売付け又は

買付けを，委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

第5節 雜 則

(取引に関する通知書の送付)

第30条 FX取引参加者は，取引所FX取引に係る未決済勘定がある顧客に対し，次の各号に掲げる事項を記載した通知書を毎月送付するものとする。

- (1) 対象金融指標
- (2) 売付け又は買付けの別
- (3) 取引契約数量
- (4) 約定数値
- (5) 取引成立日

2 前項に規定する通知書の送付について，顧客が金融商品取引業者又は登録金融機関（本所が規則に定める金融商品取引業協会に所属するものをいう。）である場合は，これを要しない。

3 FX取引参加者は，第1項の規定による通知書の送付に代えて，顧客に対し，その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第56条（第1項第1号ニ並びに第2項第3号口及び第4号を除き，同項第3号中「に掲げられた取引を最後に行った」とあるのは「を記録した」と読み替える。）に定める方法と同様の方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）の種類及び内容を提示し，当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には，当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において，当該FX取引参加者は当該通知書を送付したものとみなす。

4 前項の規定による承諾を得たFX取引参加者は，当該顧客から

書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第1項第5号に掲げる取引成立日は、取引が成立した取引日の開始した日とすることができます。この場合において、FX取引参加者は、その旨を顧客に説明しなければならない。

(本所の市場における取引所 FX 取引の方法等)

第31条 FX取引参加者は、本所の市場における取引所 FX取引を、本所が適当と認める FX取引参加者端末装置等により行わなければならない。

2 FX取引参加者は、本所の市場における取引所 FX取引の業務を担当する役員又はその責任者の地位にある従業員のうちから取引所外国為替証拠金取引責任者（本所の市場における取引所 FX取引の業務の統轄及びこれに関連する事項の処理に当たる者をいう。次項において「FX取引責任者」という。）1人を選任し、あらかじめ本所に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本所が FX取引責任者の行うべき事務のうち一部のものについて別に責任者を設けるべき事務として定める場合には、FX取引参加者は、FX取引責任者に代わって当該事務に当たる責任者を選任し、あらかじめ本所に届け出るものとする。

(売買システムの稼働に支障が生じた場合における非常措置)

第32条 売買システムの稼働に支障が生じた場合において、本所が必要であると認めるときは、取引所 FX取引について、臨時に売買システムによる取引以外の取引を行うことができる。

2 前項の規定による取引所 FX取引に関し必要な事項は、本所が

その都度定める。

第3章 受託契約準則の特例

第1節 取引所FX取引の受託

(取引所FX取引口座の設定等)

第33条 顧客が取引所FX取引の委託をしようとするときは、FX取引参加者に取引所FX取引口座を設定しなければならない。

2 取引所FX取引口座の設定については、顧客がその旨をFX取引参加者に申し込み、その承諾を受けるものとする。

3 顧客は、前項の申込みにつき、FX取引参加者の承諾を受けた場合には、本所が定める様式による取引所FX取引口座設定約諾書に所定の事項を記載し、これに署名又は記名押印して、FX取引参加者に差し入れるものとする。

4 顧客は、前項の規定による約諾書の差入れに代えて、FX取引参加者からその用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）の種類及び内容を提示され、FX取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨をFX取引参加者に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書をFX取引参加者に差し入れたものとみなす。

5 前項の規定による承諾を得たFX取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を行わない旨の申出があったときは、電磁的方法によって当該顧客から同項の規定による通知を受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 FX取引参加者は、顧客が取引所FX取引口座を設定する場合には、顧客に対して、本所が取引所FX取引に係る証拠金制度の適正な運用を確保するために必要と認める事項を通知しなければならない。

(顧客の通告事項)

第34条 顧客が取引所FX取引を委託する場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項をFX取引参加者に通告するものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は事務所の所在地
- (3) 特に通信を受ける場所を定めたときは、その場所
- (4) 代理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに代理の権限

(委託の際の指示事項)

第35条 顧客が取引所FX取引を委託する場合には、その都度、次の各号に掲げる事項をFX取引参加者に指示するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従い取引所FX取引の決済を行うことについて、FX取引参加者が同意している場合には、第2号に掲げる事項の指示があったものとみなす。

- (1) 対象金融指標
- (2) 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別
- (3) 数量
- (4) 呼値の種類
- (5) 指値呼値、リミテッドマーケット呼値、ストップリミット呼値及び指成呼値にあっては、値段の限度
- (6) ストップ呼値及びストップリミット呼値にあっては、発動値段

(7) 指成呼値にあっては、指定時間

(8) 委託注文の有効期間

(取引再開時における委託注文の効力)

第36条 委託注文は、前条第8号に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、本所が取引所FX取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

第2節 証拠金

(証拠金)

第37条 証拠金に関する事項は、取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「FX証拠金規則」という。）によるものとする。

第3節 決 済

(決済のための金銭の授受)

第38条 顧客は、転売又は買戻しの対象となる建玉に係る為替差金の授受を、当該転売又は買戻しを行った取引日に係る決済日において、FX取引参加者との間で、証拠金への振替えにより行うものとする。

2 顧客が金銭を支払う必要があるときは、当該顧客は、当該支払う必要がある金銭を、転売又は買戻しが成立した取引日に係る決済日までのFX取引参加者が指定する日時までに、FX取引参加者に差し入れるものとする。

(顧客の決済不履行の場合の処置)

第39条 顧客が所定の时限までに、取引所FX取引に關しFX取引

参加者に差し入れるべき証拠金を差し入れない又は預託すべき証拠金を預託しない場合は、当該FX取引参加者は、任意に、当該取引所FX取引を決済するために、当該顧客の計算において、転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行うことができる。

2 FX取引参加者が前項の転売又は買戻しにより損害を被った場合には、顧客のために占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を顧客に対し請求することができる。

第4節 未決済約定の引継ぎ等

（顧客の委託に基づく未決済約定の取扱い等）

第40条 顧客の委託に基づく未決済約定の引継ぎ等に関する事項は、FX証拠金規則によるものとする。

第5節 雜 則

（ポジション保有状況の改善指示を受けたFX取引参加者が行う措置等）

第41条 FX清算参加者（清算・決済規程第4条第3項に規定するFX清算参加者をいう。以下同じ。）であるFX取引参加者が業務方法書第28条第4項に基づくポジション保有状況の改善指示（以下この条において「改善指示」という。）を受けた場合には、当該改善指示の事由と密接な関係を有している取引所FX取引の委託を行った顧客に対して、当該顧客の委託に基づく未決済約定の決済又は他のFX取引参加者への引継ぎを要請することができる。ただし、当該要請は、当該顧客の委託に基づく取引所FX取引に係る取引証拠金について同第28条第3項第1号に規定する措置が実施されたにもかかわらず、当該顧客が正当な理由なくこれに従わないことによって当該FX清算参加者が改善指示を受けた

ときに行うことができるものとする。

- 2 前項の場合，当該FX清算参加者であるFX取引参加者は，合理的に必要と認められる範囲内において，当該顧客の委託に基づく取引所FX取引を決済するために，当該顧客の計算において，転売又は買戻し（これらの委託を含む。）を行うことができる。ただし，かかる転売又は買戻しは，当該FX清算参加者であるFX取引参加者が，他の方法により当該改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該改善指示に適合できないときで，かつ，当該顧客に対して，あらかじめ，合理的な猶予期間を定めて同項の要請を行ったにもかかわらず，当該顧客がこれらを正当な理由なく行わなかったときに行うことができるものとする。
- 3 前2項の規定は，取引参加者規程第24条第3項に規定するFX非清算参加者の清算・決済規程第36条の2第3項に規定する指定FX清算参加者が改善指示を受けた場合であって，当該指定FX清算参加者が当該FX非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引に係る未決済約定の決済又は他のFX清算参加者への引継ぎの指示を当該FX非清算参加者に対して行ったときについて準用する。

（取引の取消しの効果等）

第42条 本所が取引の取消しを行った場合には，当該取り消された取引に係る顧客とFX取引参加者との間の権利及び義務は，初めから発生しなかったものとみなす。

- 2 顧客は，本所が取引を取り消したことにより損害を受けることがあっても，過誤のある注文を発注したFX取引参加者に対して，その損害の賠償を請求できないものとする。ただし，過誤のある注文の発注に際して，FX取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は，この限りでない。
- 3 顧客は，本所が取引を取り消したことにより損害を受けること

があつても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、本所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

(受託契約準則の読み替え)

第43条 取引所FX取引に係る受託契約準則第2条の規定の適用については、同条中「取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者、同条第4項に規定するIPO取引参加者又は同条第6項に規定するジャスダック取引参加者をいう。以下同じ。）」とあるのは「取引参加者（取引参加者規程第2条第5項に規定するFX取引参加者をいう。）」とする。

第4章 雜 則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第44条 取引所FX取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託するFX取引参加者を当該取引所FX取引を行う者とみなして第2章の規定を適用する。

付 則

- 1 この特例は、平成21年6月16日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、取引所FX取引の立会は、本所が定める日を取引日とする限日取引から行うものとする。

付 則

この特例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成22年5月10日

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成23年4月4日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。